

令和5年度

**第1回座間市部活動
地域移行検討委員会**

**令和5年10月25日（水）15:00～
座間市役所 5-4会議室**

◇国の動き（文部科学省）

令和4年6月 スポーツ庁有識者会議による提言

○ 子ども達が生涯を通してスポーツに継続して親しむことができるよう、**地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備すること**を目指し、部活動を学校主体から地域主体にする「地域移行」について提言

- ・ 令和5年度～7年度にかけて、土日の部活動を
地域の活動に移行
- ・ その後、さらに平日についても地域の活動に移行

◇国の動き（文部科学省）

令和4年12月 文部科学省ガイドライン策定

○ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン策定

→ 各自治体にて部活動の地域移行について検討を開始

◇国の動き（文部科学省）

▼ガイドラインのポイント

1. 学校部活動

- ・ 外部指導者の確保
- ・ 休養日の設定（平日 1日、土日 1日以上の休養日）

2. 新たな地域クラブ活動

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 生徒の志向等に適した多様なクラブ活動の創出

◇国の動き（文部科学省）

▼ガイドラインのポイント

3. 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への 移行に向けた環境整備

- ・ **まずは土日、その後平日も含めた環境整備**
- ・ **令和 5 年度からの 3 年間は「改革推進期間」**

4. 大会等の在り方の見直し

- ・ 学校単位だけでなく、地域クラブも大会に参加
- ・ 教員に頼らない大会運営

◆国の動き（文部科学省）

※地域移行に関する議論は、提言が出された令和4年に突然生まれたものではなく、平成31年1月の中央教育審議会答申をはじめ、教職員の負担軽減や働き方改革の流れを受け、3年以上前から提起され議論されてきた。

神奈川県の公立中学校における部活動 の地域移行に係る方針

令和5年10月

I はじめに

1 方針策定の経緯・趣旨

○ 部活動は、学校教育の一環として、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担うとともに、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

○ しかし、**少子化の進展により、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、**学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思に関わらず**教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。**

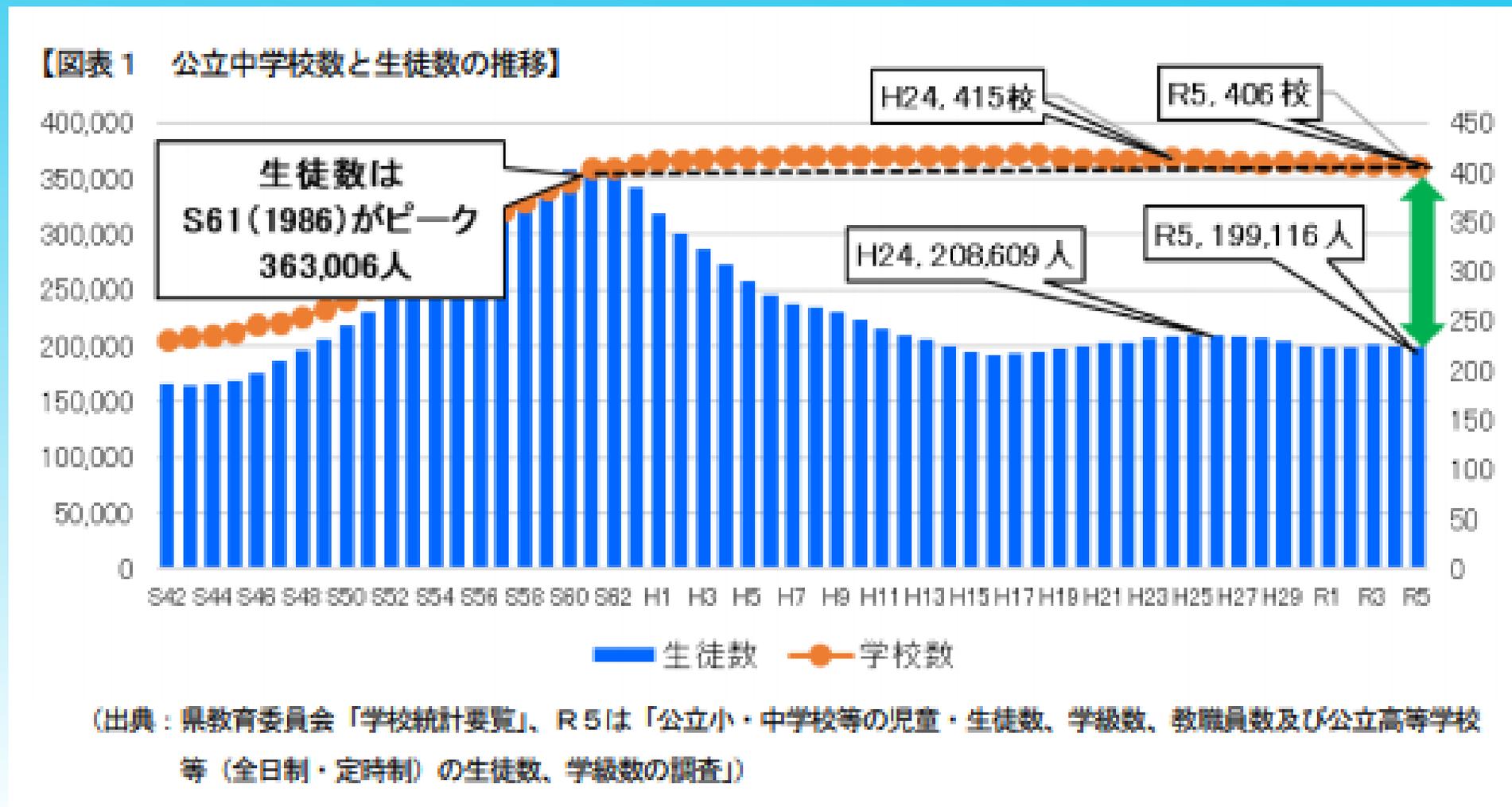
I はじめに

2 方針の性格

○ 本方針は、国のガイドラインを踏まえ、学校部活動の地域移行を進めるに当たり、生徒にとって、望ましいスポーツ・文化芸術等の活動環境となるよう、その**整備に向けた当面の間の考え方や対応の方向性を示すもの**である。

Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

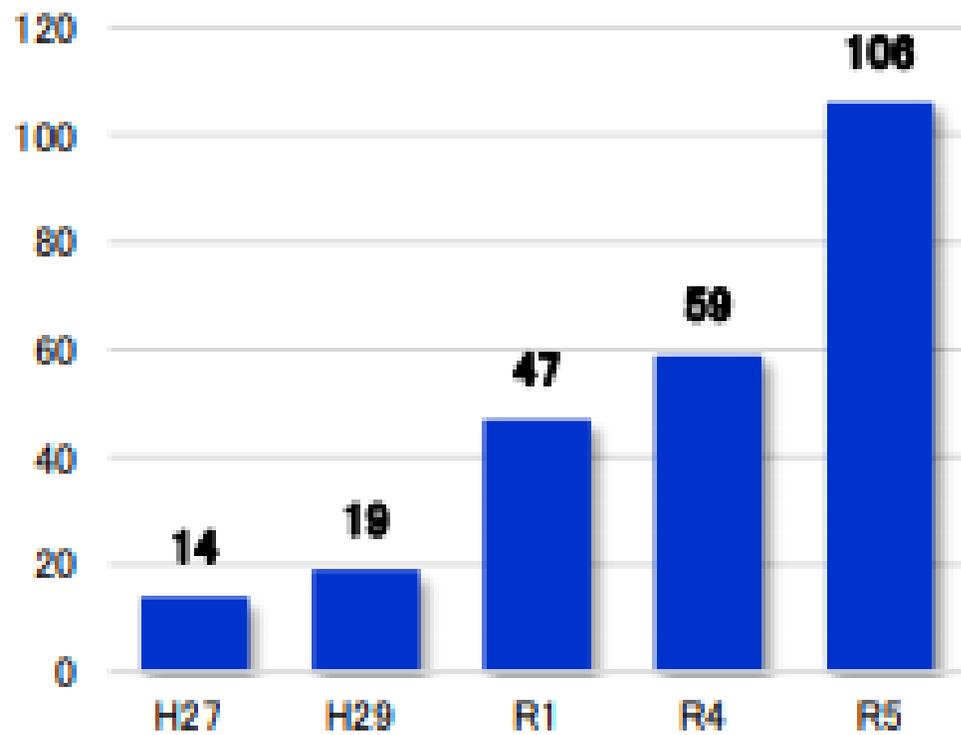
1 少子化の進行状況とその影響



Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

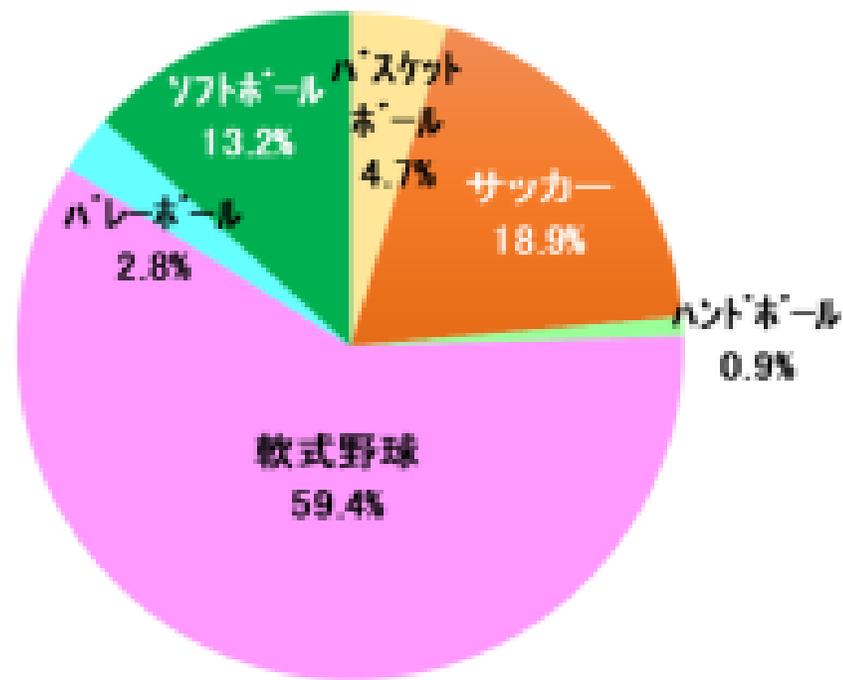
1 少子化の進行状況とその影響

【図表3 合同部活動実施校数の推移】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表4 合同部活動を実施する部活動の割合】

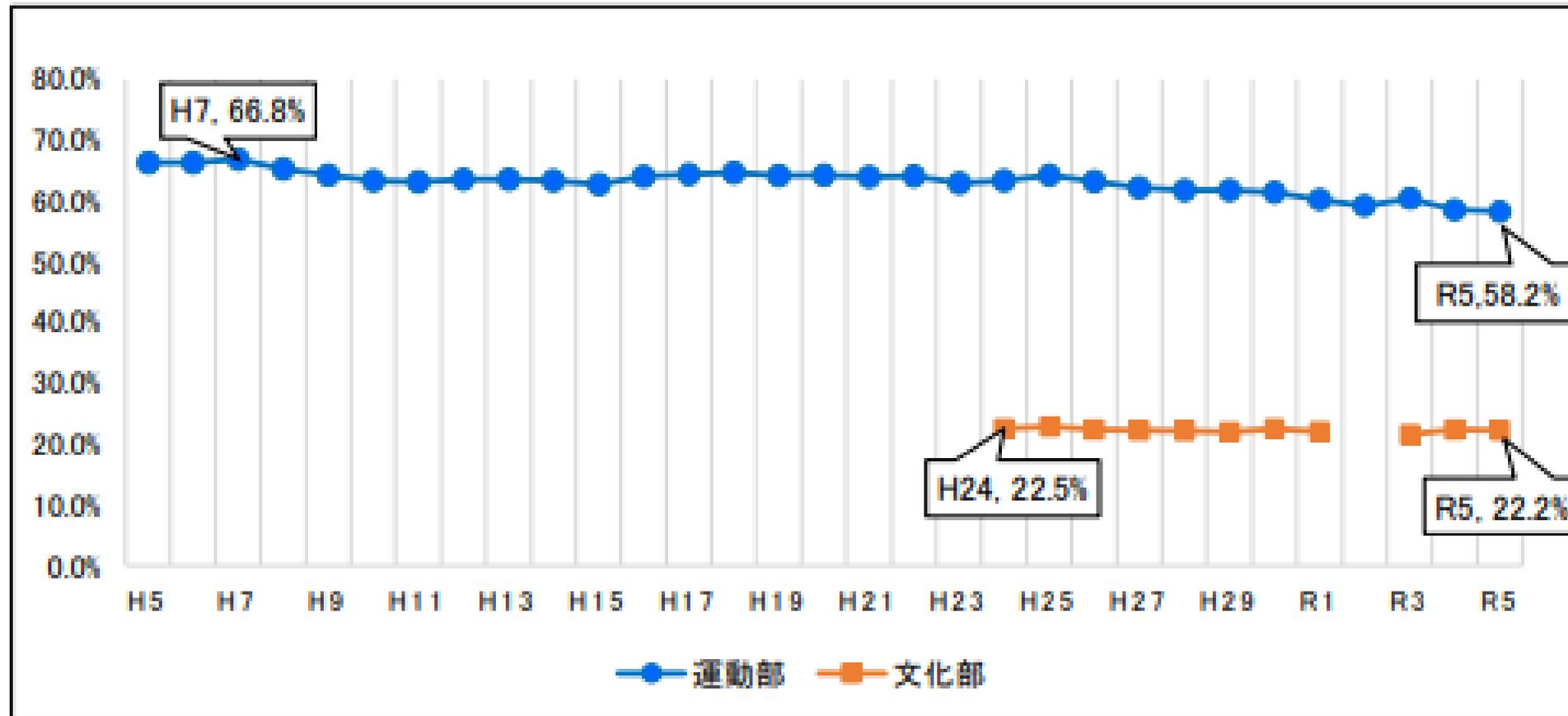


(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和5年度)

Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

1 少子化の進行状況とその影響

【図表5 部活動加入率の年次推移】



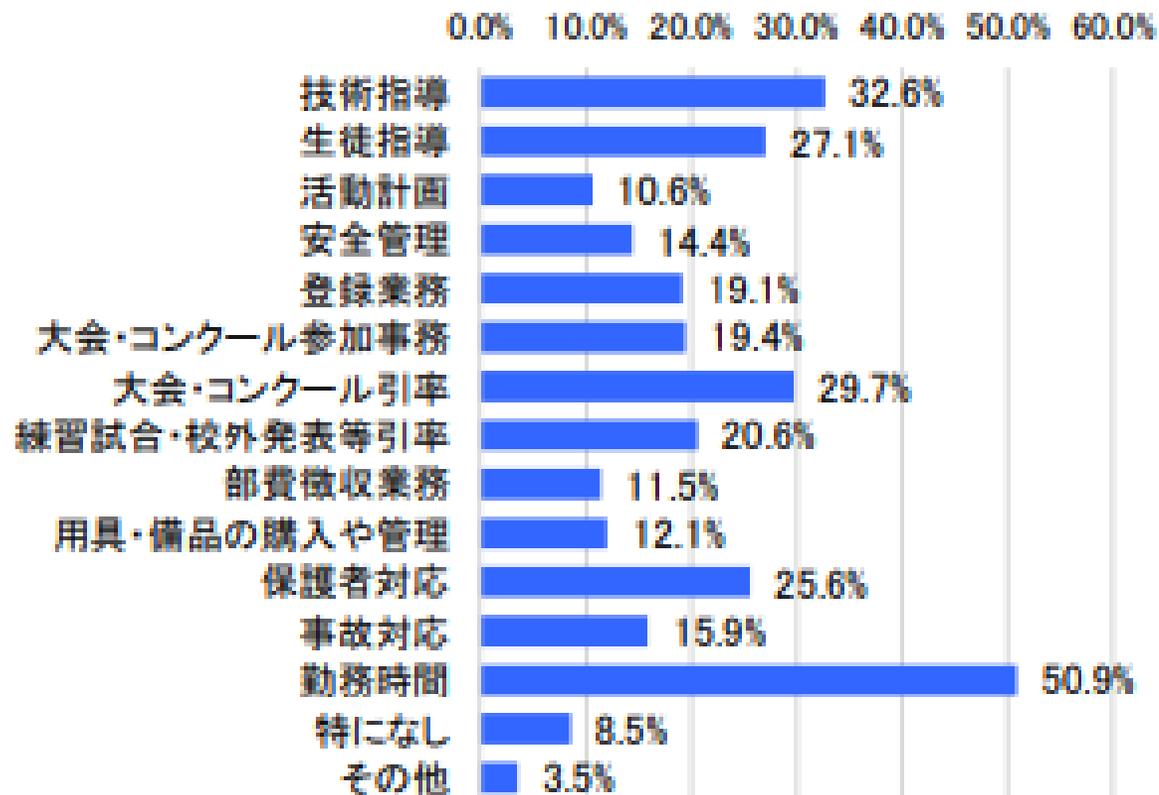
(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

1 少子化の進行状況とその影響

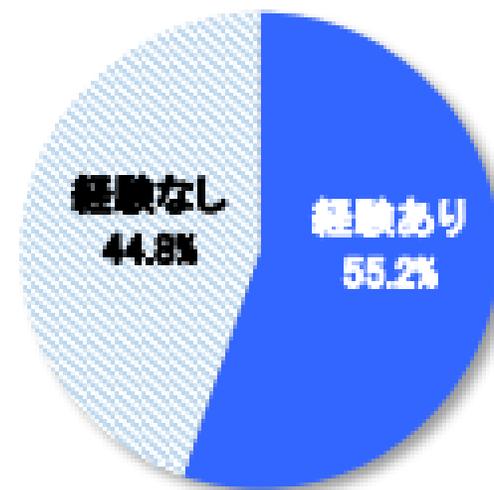
【図表9 部活動を指導する上で負担に感じていること】

(3つまで回答可)



(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査」/令和3年度)

【図表10 顧問教員の競技経験】



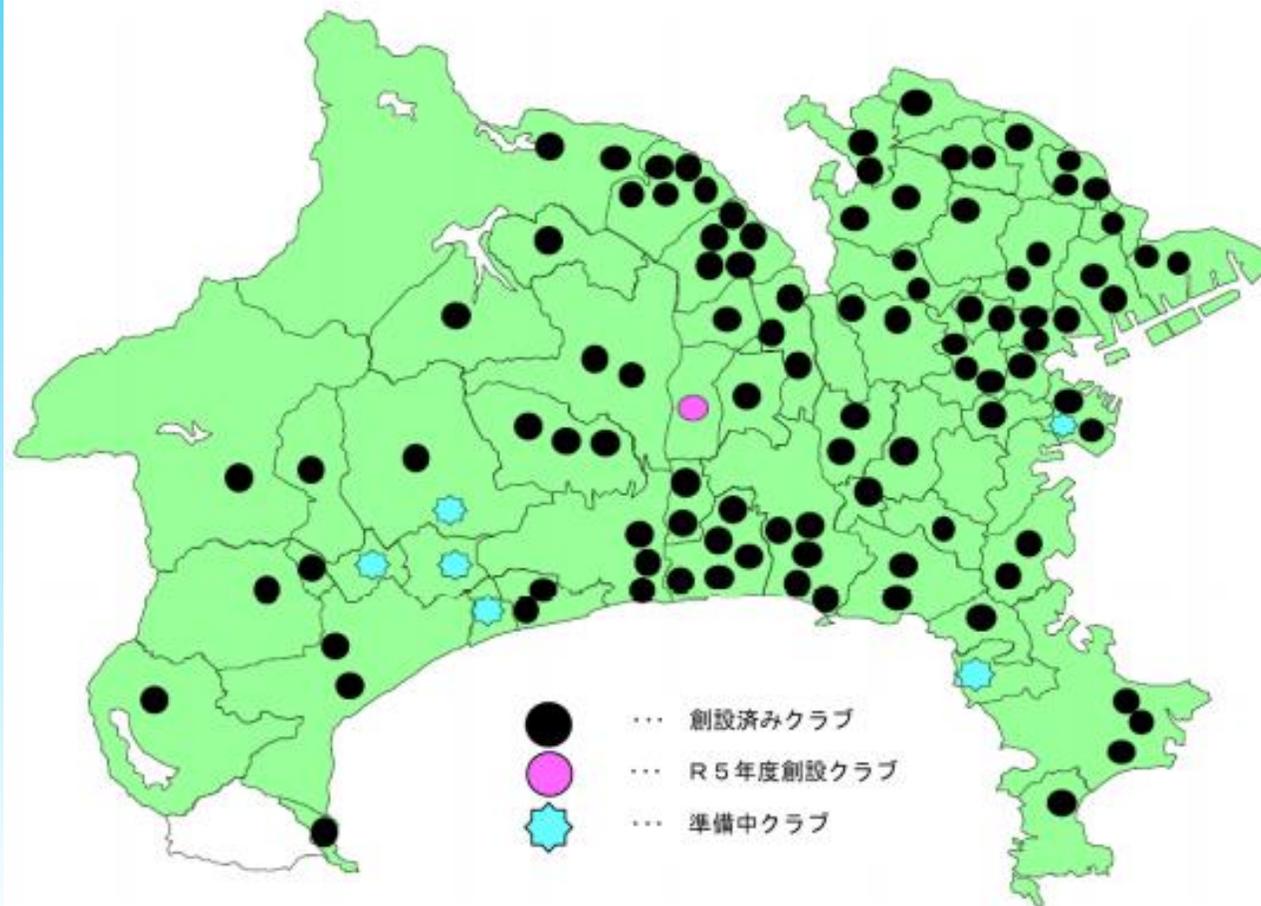
(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和5年度7月時点)

Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

(1) 県内の総合型地域スポーツクラブの状況

【図表 13 県内の総合型地域スポーツクラブの設置状況】



(出典：県スポーツセンター調べ/令和5年8月時点)

Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

(2) 県内のスポーツ少年団の状況

【図表 17 県内市町村別のスポーツ少年団の登録状況】

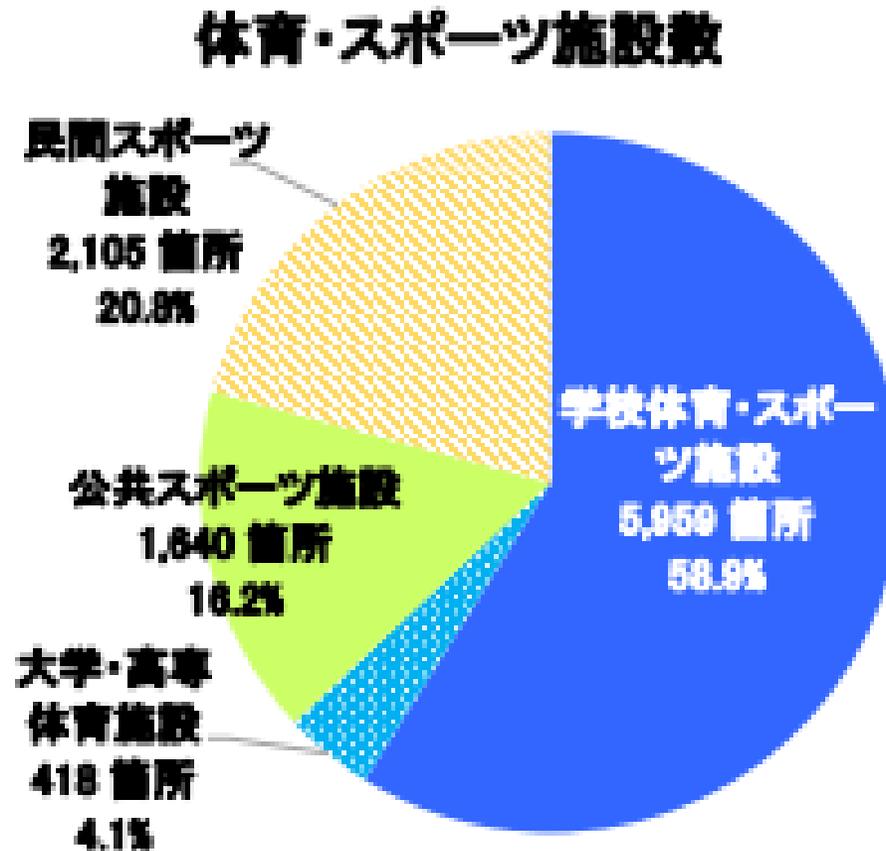
No.	市町村	団数、指導者、役員・スタッフ					団員数 全体
		団数	指導者	(内、JSPO公 認指導者)	役員・スタッフ	計	
1	横浜市	28	82	(42)	59	141	498
2	川崎市	36	96	(33)	37	133	670
3	相模原市	40	134	(51)	39	173	626
4	横須賀市	27	79	(23)	45	124	536
5	平塚市	5	20	(9)	6	26	56
6	鎌倉市	2	7	(2)	2	9	47
7	藤沢市	55	180	(54)	66	246	1,391
8	小田原市	13	60	(29)	35	95	241
9	茅ヶ崎市	23	115	(15)	81	196	730
10	逗子市	7	31	(7)	13	44	136
11	三浦市	1	2	0	3	5	5
12	秦野市	9	43	(10)	31	74	177
13	厚木市	13	48	(21)	30	78	232
14	大和市	13	66	(9)	31	97	199
15	伊勢原市	15	69	(13)	25	94	400
16	海老名市	6	19	(7)	7	26	136
17	座間市	12	90	(19)	36	126	287
18	綾瀬市	4	17	(6)	2	19	75
19	寒川町	9	34	(23)	8	42	155

Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

(4) 県内の体育・スポーツ施設の状況

【図表 19 県内の体育・スポーツ施設の設置状況】



Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

(5) 県内の文化施設の状況

【図表 20 公民館及び類似施設の設置状況】

	計
公民館	156
類似施設	139

※「公民館」は社会教育法第21条に該当する施設

(出典：神奈川県公民館連絡協議会「市町村立公民館及び類似施設の設置状況の調査結果/令和4年度」)

【図表 21 県内の劇場、音楽堂等数】

	計	県施設	市町村施設	民間施設
劇場、音楽堂数 [■]	71	4	62	5
下段は指定管理施設内数	57	4	53	—

※ 地方公共団体、独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場、市民会館、文化センター等で音楽、演劇、舞踊等主として舞台芸術のための固定席数300席以上のホールを持つ施設

(出典：文部科学省令和3年度社会教育調査/令和3年10月1日現在)

Ⅲ 本県における地域移行について

1 基本的な考え方

- (1) 持続可能な活動環境の整備
- (2) 部活動指導員と外部指導者の活用
- (3) 地域の実情に応じた取組
- (4) 先行事例の波及

Ⅲ 本県における地域移行について

2 地域移行を進める体制づくり

目標

すべての公立中学校の生徒が、持続的にスポーツや文化芸術等の活動を行うことができるよう、地域の新たな環境の整備を目指します。

(1) 協議会等の検討体制の整備

(2) 指導者の確保

※県・市町村・学校・地域クラブ活動運営団体・実施主体の
役割が示されている

Ⅲ 本県における地域移行について

3 段階的な地域移行に向けた取組

目標

生徒や保護者、地域等のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に応じた方法により、中学生のスポーツ・文化芸術等の活動の保障と教員の働き方改革に資する取組を継続的に進めます。

(1) 適正な運営体制の整備

(2) 地域クラブ活動に係る費用、保険

※県・市町村・学校・地域クラブ活動運営団体・実施主体の
役割が示されている

Ⅲ 本県における地域移行について

4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

目標

中学校の部活動で活動する生徒だけでなく、地域クラブ活動の参加者を含め、スポーツ・文化芸術等の活動に関わるすべての子どもたちが、活動の成果を発表する場である大会やコンクール等に安全に安心して参加できる機会を確保します。

※県・市町村・学校・地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割が示されている

IV 地域移行に向けて

1 地域移行に向けた様々な選択肢

(1) 学校部活動及び地域クラブ活動の環境整備に

向けた検討フロー

※方針P23を参照

(2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型

(国のガイドライン)

IV 地域移行に向けて

1 地域移行に向けた様々な選択肢

(2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型（国のガイドライン）

市区町村運営型

○地域団体・人材活用型

○任意団体設立型

○競技団体・文化芸術団体等

連携型

IV 地域移行に向けて

1 地域移行に向けた様々な選択肢

(2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型 (国のガイドライン)

地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型

○総合型地域スポーツクラブ

運営型

○体育・スポーツ協会・

文化芸術団体等運営型

○民間スポーツ事業者運営型

IV 地域移行に向けて

1 地域移行に向けた様々な選択肢

(2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の種類 (国のガイドライン)

その他

○その他の類型

(学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施)

取組事例（令和4年度）

- ◎横浜市：地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型
→民間スポーツ事業者運営型
- ◎川崎市：地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型
→総合型地域スポーツクラブ運営型
- ◎秦野市：市区町村運営型
→地域団体・人材活用型
- ◎大磯町：学校部活動支援型
→学校部活動支援型

◆座間市の中学校部活動の現状

▼部活動数（別紙参照）

- ・運動部活動：8～12種目
- ・文化部活動：3～5種目

▼所属生徒数

- ・約8割の生徒がいずれかの部活動に所属（R5年度）

▼合同部活

- ・軟式野球：座間中と相模中、西中と南中
- ・サッカー：座間中と栗原中
- ・ソフトボール：東中と栗原中

◆座間市の中学校部活動の現状

▼ 活動時間

- ・ 平日：週4日、朝練1時間程度、午後練30分～1時間半程度の活動（時期による）
- ・ 休日：土日のいずれか1日の午前か午後の3時間程度の活動

※「座間市立中学校に係る部活動の方針」より

▼ 指導体制

⇒ 顧問、部活動指導員、部活動指導協力者を配置し指導

- ・ 顧問：教員（各部活動2～3名）
- ・ 部活動指導員：単独で指導が可能（市の職員として任用）・・・R5年度4名配置
- ・ 部活動指導協力者：単独での指導はできないが、顧問を補助し、技術指導等を行う
・・・R5年度23名配置